

# 横浜市公会堂条例

昭和28年3月5日

条例第1号

横浜市公会堂条例をここに公布する。

## 横浜市公会堂条例

(目的及び設置)

第1条 市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって、公会堂を次のように設置する。

名 称	所 在 地
横浜市鶴見公会堂	横浜市鶴見区
横浜市神奈川公会堂	横浜市神奈川区
横浜市西公会堂	横浜市西区
横浜市開港記念会館	横浜市中区
横浜市南公会堂	横浜市南区
横浜市港南公会堂	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷公会堂	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭公会堂	横浜市旭区
横浜市磯子公会堂	横浜市磯子区
横浜市金沢公会堂	横浜市金沢区
横浜市港北公会堂	横浜市港北区
横浜市緑公会堂	横浜市緑区
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉区
横浜市都筑公会堂	横浜市都筑区
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚区
横浜市栄公会堂	横浜市栄区
横浜市泉公会堂	横浜市泉区
横浜市瀬谷公会堂	横浜市瀬谷区

(許可)

第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長（第5条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第8条第1項及び第3項並びに第13条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(期間)

第3条 公会堂の使用期間又は利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。但し、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(開館時間等)

第4条 公会堂の開館時間その他その供用について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) 公会堂の施設及び附属設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 公会堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(使用料)

第7条 第2条の規定により公会堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、後納することができる。

2 使用料は、別表第2の範囲内で市長が定める。

3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収し、又は主として営利を目的とするときの使用料額は、前項に規定する使用料の10割増の範囲内で市長が定める。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、前2項に規定する使用料の3割増の範囲内で市長が別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

5 使用当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日であるときは、前各項に規定する使用料の2割増とする。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

6 市長は、公益その他を目的とするもので、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

7 既納の使用料は返還しない。但し、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(特別の設備)

第8条 使用者又は第2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けて、特別の設備をすることができる。

2 使用者又は利用者は、前項に規定する設備をしたときは、使用又は利用後、直ちにこれを撤

去し、原状に復さなければならない。

3 使用者又は利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長は当該義務者に代わって執行し、その費用を当該義務者から徴収する。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者が利用時間を超過して利用したときは、前項に定める利用料金の3割増の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て別に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、附属設備の利用料金については、この限りでない。

4 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償)

第12条 使用又は利用中に、建物又は附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、使用者又は利用者は、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消等)

第13条 市長は、使用者若しくは利用者又は使用者の使用目的若しくは利用者の利用目的に応じて入館した者等が、次のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、その使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。

(1) この条例に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基く指示に違反したとき。

(3) 第2条但書に該当する事由が発生したとき。

(使用者等の損害)

第14条 前条によって行う処分又は指示によって使用者又は利用者に生じた損害については、本市は一切その責に任じない。但し、本市の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第5条第1項)

横浜市港北公会堂

横浜市泉公会堂

別表第2（第7条第2項）

名 称	種 別	使用料（1日を単位とする。）
横浜市鶴見公会堂	会議室	円 3,700
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市神奈川公会堂	会議室	5,900
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市西公会堂	会議室	8,300
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市開港記念会館	会議室	6,000
	講堂	20,500
	附属設備	6,000
横浜市南公会堂	会議室	1,800
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市港南公会堂	会議室	2,500
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市保土ヶ谷公会堂	会議室	7,800
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市旭公会堂	会議室	4,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市磯子公会堂	会議室	8,600
	リハーサル室	5,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市金沢公会堂	会議室	2,000
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市緑公会堂	会議室	2,100

	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市青葉公会堂	会議室	6,500
	リハーサル室	5,700
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市都筑公会堂	会議室	3,900
	リハーサル室	5,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市戸塚公会堂	会議室	5,500
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市栄公会堂	会議室	7,400
	リハーサル室	5,400
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市瀬谷公会堂	会議室	2,600
	講堂	29,000
	附属設備	6,000

別表第3（第9条第2項）

種 別			単 位	利用料金	
				平日	日曜日、土曜日及び休日
横浜市港北公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円	円
				6,000	7,200
		入場料等を徴収する場合	同	12,000	14,000
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
		附属設備	一式又は1台、1日につき		6,000
横浜市	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	4,400	5,280
		入場料等を徴収する場合	同	8,800	10,560
	リハー	入場料等を徴収しない場合	同	6,400	7,680

泉 公 会 堂	サル室	入場料等を徴収する場合	同	12,800	15,360
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台、1日につき	6,000	

(備考)

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

※\_\_\_\_\_下線部分は平成21年4月1日施行

横浜市公会堂条例施行規則を次のように定める。

横浜市公会堂条例施行規則

(許可の申請)

第 1 条 横浜市公会堂条例（昭和 28 年 3 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により公会堂の使用又は利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「許可申請書」という。）を市長（条例第 5 条第 1 項の規定により同項第 1 号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。次条ただし書、第 3 条第 3 号、第 4 条及び第 5 条において同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (2) 使用又は利用の目的及び方法
- (3) 使用日時又は利用日時
- (4) 使用し、又は利用する施設の種別及び附属設備
- (5) 入場者、会合者等の予定人員
- (6) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、その額及び方法
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(許可の申請期間)

第 2 条 前条の規定により許可申請書を提出することのできる期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める日から使用しようとする日（以下「使用日」という。）又は利用しようとする日（以下「利用日」という。）の 3 日前までとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 講堂及びこれに付随して使用し、又は利用する講堂以外の施設 使用日又は利用日の 6 箇月前の日
- (2) 講堂以外の施設 使用日又は利用日の 3 箇月前の日

(不許可)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の規定により使用又は利用を許可しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 主として物品を展示し、又は販売するために公会堂を使用し、又は利用しようとするとき（公益的目的をもって、これらの行為を行うときを除く。）。
- (2) 会合の性質が騒乱を起すおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(許可書の交付)

第 4 条 市長は、公会堂の使用又は利用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第5条 条例第2条の規定により公会堂の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)又は利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、第1条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、変更許可書を使用者又は利用者に交付するものとする。

(指定管理者の公募)

第6条 区長は、条例第5条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他区長が必要と認める書類

(使用料)

第8条 条例第7条第2項の規定による公会堂の使用料は、別表のとおりとする。

2 条例第7条第3項の規定による使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、使用料の額は、次の各号に掲げる入場料その他これに類する料金の額に応じ、当該各号に定める率を前項の使用料に乗じて得た額とする。

(1) 1,000円以上2,000円未満 100分の150

(2) 2,000円以上 100分の200

3 使用者が使用時間を超過して使用したときの使用料は、前2項に規定する金額の3割増とする。

(開館時間等)

第9条 公会堂の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 公会堂の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更し及び休館日以外の日において臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

(使用料の減免)



第10条 条例第7条第6項の規定により使用料を減免する場合は次の各号に掲げるとおりとし、減免する額は当該各号に定める率を使用料に乗じて得た額とする。

(1) 本市が共催する行事等に使用する場合 100分の50

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合 100分の50の範囲内で市長が定める率

2 条例第7条第6項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書を提出する時に、その旨を市長に申請しなければならない。

(使用料の返還)

第11条 条例第7条第7項ただし書の規定により使用料を返還する場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の使用料に乗じて得た額とする。

(1) 使用者の責めに帰さない事由により公会堂を使用できなくなったと市長が認めた場合 100分の100

(2) 使用日の1箇月前までに使用の取消しを申し出て、市長が認めた場合 100分の80

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特にやむを得ないと認めた場合 100分の80の範囲内で市長が定める率

2 条例第7条第7項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

(利用料金の後納)

第12条 条例第9条第4項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第13条 条例第10条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定める率を利用料金に乗じて得た額とする。

(1) 本市が主催する行事等に利用する場合 100分の100

(2) 本市が共催する行事等に利用する場合 100分の50

(3) その他市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める率

(利用料金の返還)

第14条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する額は当該各号に定める率を既納の利用料金に乗じて得た額とする。

(1) 利用者の責めに帰さない事由により公会堂を利用できなくなった場合 100分の100

(2) 利用日の1箇月前までに利用の取消しを申し出た場合 100分の80

(職員)

第 15 条 公会堂（条例別表第 1 に掲げる公会堂を除く。第 3 項、次条第 2 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項において同じ。）に館長を置く。

2 館長は、区役所総務部地域振興課長（横浜市保土ヶ谷公会堂にあっては、保土ヶ谷区役所総務部地域協働課長）をもって充てる。

3 公会堂に必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

第 16 条 館長は、事務職員又は技術職員をもってこれに充てる。

2 館長は、公会堂の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

（専決等）

第 17 条 館長は、公会堂に係る次の事項を専決することができる。

（1） 陳情、要望等の処理に関する事。

（2） 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関する事。

（3） 職員（館長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関する事。

（4） 職員の日帰りの市外出張に関する事。

（5） 職員の市内出張に関する事。

（6） 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関する事。

（7） 不用品の廃きの決定に関する事。

（8） その他前各号に準ずる事項に関する事。

2 館長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、館長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、[横浜市事務決裁規程（昭和 47 年 8 月達第 29 号）](#)の例による。

（事務報告）

第 18 条 館長は、毎日事務記録を作り、次週の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）又は休館日であるときは、その直後の休日でない開館日）に区長に提出しなければならない。

2 前項のほか館長は毎月の公会堂使用の状況を取りまとめ、翌月 5 日までに区長に報告しなければならない。

（準用）

第 19 条 前各条に定めるもののほか、職員の服務等に関しては市に関する諸規程による。

（委任）

第 20 条 この規則実施のために必要な事項は、市民活力推進局長が定める。

別表（第8条第1項）

1 施設使用料

種 別		使 用 料		
		昼 間		夜 間
		午 前	午 後	
横浜市鶴見 公会堂	1号会議室	円 800	円 1,100	円 1,200
	2号会議室	1,000	1,300	1,400
	3号会議室	900	1,200	1,300
	和室	600	800	900
	講堂	15,000		14,000
横浜市神奈 川公会堂	1号会議室	1,500	2,100	2,300
	2号会議室	500	700	800
	和室	1,000	1,300	1,400
	講堂	15,000		14,000
横浜市西公 会堂	1号会議室	2,200	2,900	3,200
	2号会議室	900	1,200	1,300
	講堂	15,000		14,000
横浜市開港 記念会館	1号会議室	1,600	2,100	2,300
	2号会議室	300	400	500
	3号会議室	600	800	900
	4号会議室	600	800	900
	5号会議室	400	500	600
	6号会議室	1,600	2,100	2,300
	7号会議室	1,200	1,600	1,800
	8号会議室	400	500	600
	9号会議室	1,600	2,100	2,300
	特別室	700	900	1,000
	講堂	10,500		10,000
横浜市南公 会堂	1号会議室	500	600	700
	2号会議室	500	600	700
	3号会議室	500	600	700
	和室	200	300	400
	講堂	15,000		14,000
横浜市港南 公会堂	1号会議室	400	600	600
	2号会議室	600	900	1,000
	和室	300	300	400
	講堂	15,000		14,000
横浜市保土 ヶ谷公会堂	1号会議室	2,000	2,700	3,100
	2号会議室	1,000	1,400	1,600
	和室	500	700	700
	講堂	15,000		14,000
横浜市旭公 会堂	1号会議室	1,100	1,400	1,600
	2号会議室	400	500	600
	和室1号室	400	600	700

	和室 2 号室	300	400	400
	講堂		15,000	14,000
横浜市磯子 公会堂	1 号会議室	700	1,000	1,100
	2 号会議室	500	700	800
	3 号会議室	500	600	700
	和室	500	700	700
	第 1 集会室	2,200	3,000	3,400
	第 2 集会室	1,400	1,900	2,200
	リハーサル室	1,300	1,800	2,000
	講堂		15,000	14,000
横浜市金沢 公会堂	1 号会議室	500	700	800
	2 号会議室	500	700	800
	3 号会議室	500	700	800
	和室	300	400	500
	講堂		15,000	14,000
横浜市港北 公会堂	1 号会議室	1,600	2,100	2,300
	2 号会議室	1,000	1,300	1,500
	和室	700	900	1,100
	講堂		15,000	14,000
横浜市緑公 公会堂	1 号会議室	500	600	700
	2 号会議室	600	700	800
	3 号会議室	200	400	400
	4 号会議室	200	400	400
	和室	400	500	600
	講堂		15,000	14,000
横浜市青葉 公会堂	1 号会議室	1,700	2,300	2,500
	2 号会議室	700	1,000	1,100
	和室	1,200	1,600	1,800
	リハーサル室	1,500	2,000	2,200
	講堂		15,000	14,000
横浜市都筑 公会堂	1 号会議室	1,000	1,400	1,500
	2 号会議室	800	1,100	1,200
	和室	800	1,100	1,200
	リハーサル室	1,300	1,800	2,000
	講堂		15,000	14,000
横浜市戸塚 公会堂	1 号会議室	1,400	1,900	2,200
	2 号会議室	800	1,000	1,100
	講堂		15,000	14,000
横浜市栄公 公会堂	1 号会議室	1,900	2,600	2,900
	2 号会議室	800	1,000	1,200
	和室	700	900	1,100
	リハーサル室	1,400	1,900	2,100
	講堂		15,000	14,000
横浜市瀬谷 公会堂	1 号会議室	700	900	1,000
	2 号会議室	400	600	600

	和室	300	300	400
	講堂		15,000	14,000

(備考)

- この表において、昼間とは午前9時から午後5時まで、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時までとする。
- 昼間及び夜間の区分を連続して使用する場合並びに午前、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後10時までとし、午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。

## 2 附属設備使用料

種 別	使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	昼夜間
グランドピアノ	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 4,500
アップライトピアノ	1,000	1,000	1,000	3,000
スポットライト	1,500	1,500	1,500	4,000
拡声装置	1,500	1,500	1,500	4,000
音響装置	1,000	1,000	1,000	3,000
映像装置	2,000	2,000	2,000	6,000

(備考)

- この表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、昼夜間とは午前9時から午後10時までとする。
- 午前及び午後の区分を連続して使用する場合の使用時間は午前9時から午後5時までとし、午後及び夜間の区分を連続して使用する場合の使用時間は午後1時から午後10時までとし、これらの場合における使用料の額は、当該連続して使用する区分のそれぞれの使用料の額の合計額とする。

別記様式（第7条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市 区長

所 在 地

申請者 団 体 名

代表者氏名

次の公会堂の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 公会堂

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （3） 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 当該公会堂の管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他区長が必要と認める書類

(A4)